

3

健康が確保され安全で 安心な職場の実現

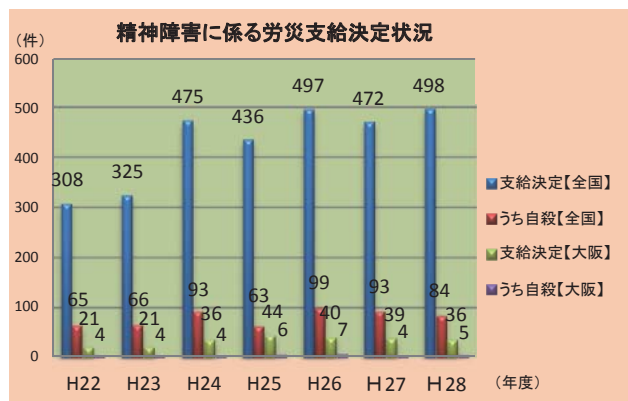
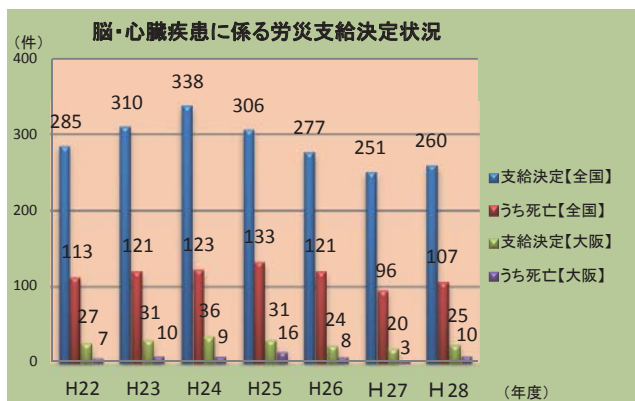
1 過重労働による健康障害の防止

○ 過重労働撲滅のための取組を実施します

過労死や過労自殺(未遂も含む)は全国で年間200件前後発生しており、長時間労働を抑制し働く人々が健康を確保しながら活躍できる環境を整備することが働き方改革実現のためにも喫緊の課題となっています。

このため、

- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を広く周知し、企業等における労働時間の適正な把握を徹底します。
- ・月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施します。
- ・強化された企業名公表制度を活用して、効果的な監督指導を実施します。
- ・違法で重大・悪質な過重労働事案については、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を行うなど厳正に対処します。
- ・過労死等防止対策推進シンポジウムを開催し、「過労死等の防止」を広く呼びかけます。
- ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びパイロット事業の成果を活用したコンサルト事業を通じて、自動車運転者の労働条件の確保・改善を図ります。
- ・貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のための荷主関係団体へ協力依頼を実施します。
- ・全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い、長時間労働の是正等を推進することを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」をあらゆる機会を通じて、周知します。



過重労働解消相談ダイヤルの様子



2 労働条件の確保・改善対策の推進

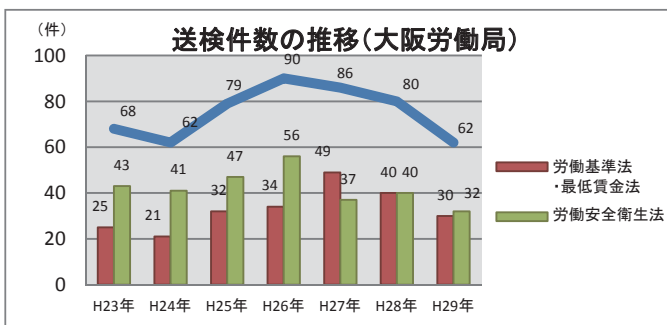
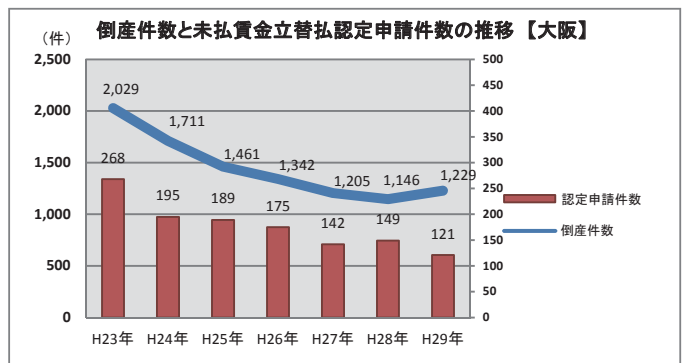
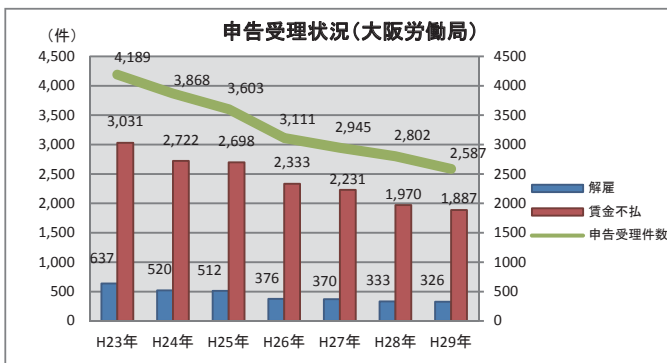
○ 法定労働条件の確保改善を推進します

雇用失業情勢は堅調に推移し、倒産・未払賃金立替払申請ともに減少傾向にあるものの、依然として多数の申告・相談が寄せられていることから、法定労働基準が遵守されるよう取り組む必要があります。

このため、

- ・ より多くの事業主、労働者に労働基準法の周知を図るため大阪府と連携して説明会を開催します。
- ・ 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対しては、迅速・適正に必要な調査を実施し所要の対応を行います。
- ・ 労働条件の確保改善を図るために臨検監督を実施し労働基準関係法令違反に係る是正指導を行います。
- ・ 重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。
- ・ 労働時間に関する法制度の周知等を集中的に行うため、全監督署に「労働時間相談・支援コーナー」及び「労働時間改善指導・援助チーム」を設置し、特に中小規模の事業場に対して、きめ細やかな相談・支援を行います。
- ・ 時間外労働協定届を届け出していない事業場に対して、説明会の開催、個別訪問による相談等により、時間外労働協定の適正な締結の促進等を図ります。
- ・ 改正労働基準法が成立した場合においてはその内容の周知を図ります。

※ 大阪府と、「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」を行い、連携して労働条件の確保、改善のための様々な取組を実施します。



司法事件の記者会見の様子



初歩から学ぶ労働基準法講座の様子



3

○ 最低賃金制度の適切な運営を行います

- ・大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。
- ・最低賃金の改定等について周知・広報を行うとともに、監督指導等により履行確保を図ります。
- ・最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業等への支援事業の活用促進を図ります。
- ・最低賃金の履行確保のため、行政機関との連携を強化します。

① 最低賃金の周知広報



マスメディアを用いた周知広報

自治体と連携し、駅前大型ビジョンや電光掲示板による放映

地方自治体・関係団体等の広報誌に掲載

② 最低賃金履行確保に係る監督

	平成29年1-3月	平成28年1-3月
大阪府最低賃金	時間額883円	時間額858円
実施事業場数	816件	695件
地域別最低賃金適用事業場数	811件	681件
同違反事業場数(違反率)	122件(15.0%)	122件(17.9%)
特定最低賃金適用事業場数	5件	14件
同違反事業場数(違反率)	0件(0%)	2件(14.3%)

最低賃金の履行確保を重点にした監督指導



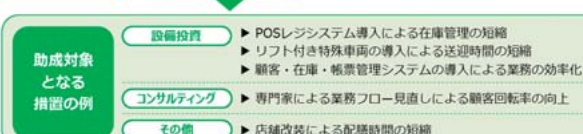
鉄道各社に駅構内のポスター掲示

[illegible]

③ 支援事業の活用促進

賃金の引上げを図っていただくため、**生産性向上を支援する助成金制度**等があります。

支援策の例：業務改善助成金



【助成金の概要】
中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金※の引上げを図るための制度です。
※事業場内最低賃金＝事業場内で最も低い賃金（時給換算1,000円未満で、その額を上げた場合に本助成金を支給）

④ その他の取組



大阪市契約管財局と最低賃金に係る情報
提供に関する協定を締結

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

○ 死亡災害の撲滅を目指した対策を推進します

建設業、製造業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させます。

- ・ 建設業においては、死亡災害の半数を占める墜落・転落災害を防止するため、安全帯の使用の徹底と高所作業における墜落時の衝撃を緩和するハーネス型安全帯使用の促進等を勧める「命綱GO活動」(いのち つなごう活動)を引き続き展開します。
- ・ 危険体感教育や現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底を図るとともに、安全作業のキーマンとなる職長、安全衛生責任者の資質向上のため、能力向上教育に準じた教育受講を促進します。
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害、クレーン等災害、フォークリフト災害の防止を図るため、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、災害防止対策の構築に当たり、リスクアセスメントとそれに基づくリスク低減措置の実施を指導します。



ハーネス型安全帯につられた状態を体感



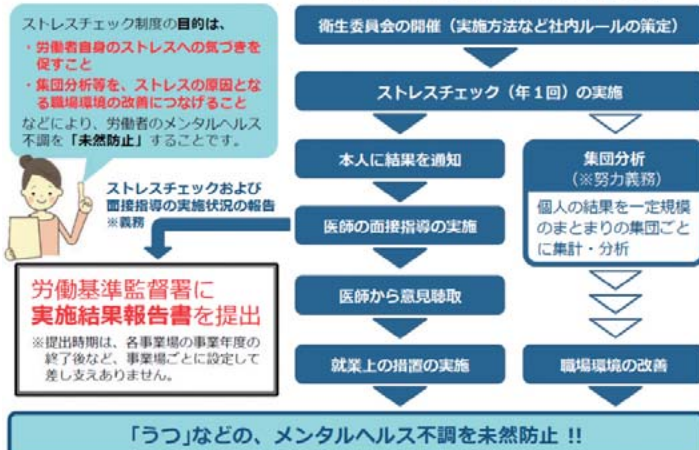
○ 労働者の健康確保対策等を推進します

ストレスチェックに取り組んでいる、労働者数50人以上の事業場の割合を、2022年までに90%以上とします。

ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を、2022年までに85%以上とします。

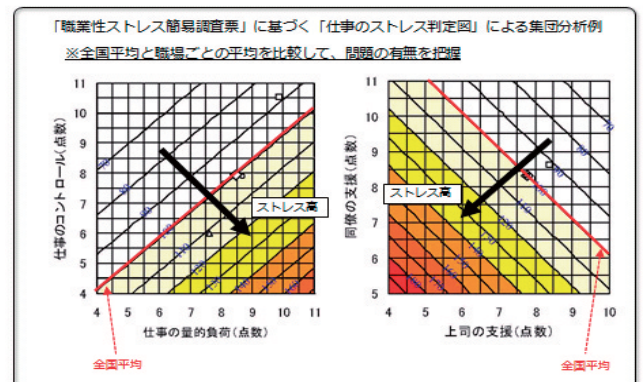
- ・ ストレスチェックの未受検者を無くすことや面接指導等を申しやすい職場環境づくり、集団分析結果を活用した職場環境改善など、総合的なメンタルヘルス対策に取り組むよう指導します。
- ・ 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組のため、大阪産業保健総合支援センターが実施する各種支援について情報提供を行います。
- ・ 職場のパワーハラスメントの防止のため、働き方改革実行計画を受けて開催される有識者と労使関係者からなる検討会の検討結果を踏まえて、パワーハラスメント対策について周知啓発します。

ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析することにより、高ストレスの労働者が多い部署が明らかになります。職場のストレスを低減させるため、できるだけ実施するようにしましょう。

集団ごとの集計・分析結果のイメージ



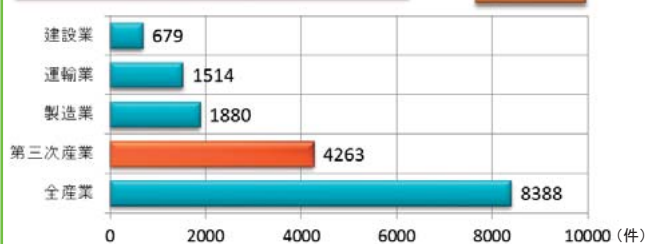
○ 減少がみられない災害への対策を推進します

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させます。

- ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、小売業及び飲食店の本社を対象に平成29年度から実施している連絡会議を継続的に実施するとともに、百貨店等大規模商業施設を対象とした災害防止協議会を開催します。
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の3分の2が荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)【荷役ガイドライン】に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図ります。
- ・ 転倒災害については、4S(整理、整頓、清掃、清潔)、安全の見える化、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るとともに、作成予定の転倒災害防止に係るeラーニング教材を提供し、事業者に対する支援を行います。

死傷災害発生状況(平成29年業種別・大阪)

【推計値】



全体に占める「第三次産業」の割合は増加しており、全体の約半数を占める。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{一年間の死傷者数}}{\text{一年間の平均労働者数}} \times 1000$$

労働者1,000人当たり一年間に何人の死傷者があったかを示す災害発生率のひとつ

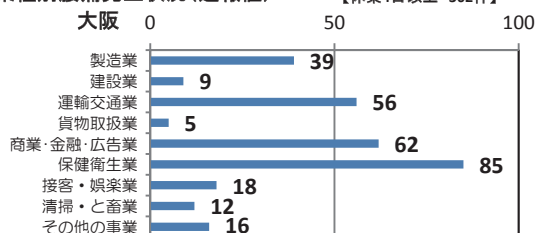


保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させます。

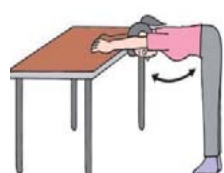
- ・ 安全衛生教育の確実な実施に加え、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を推進するため「職場における腰痛予防対策指針」の徹底を図ります。
- ・ 地方自治体と連携し、介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加等を推奨するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入を促進するよう指導します。

2017年 業種別腰痛発生状況(速報値)

【休業4日以上 302件】



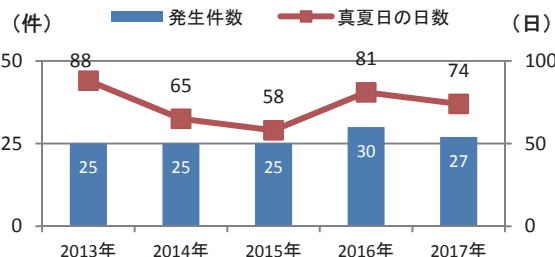
ストレッチの例



上半身のストレッチ

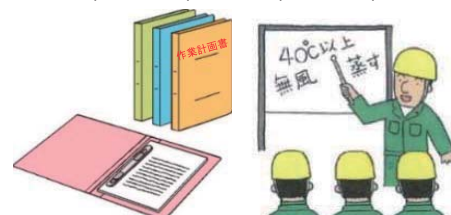
腰を曲げ、テーブルに手を置き、20～30秒間姿勢を維持し、背中を1～3回伸ばします。

熱中症の発生件数と真夏日の日数(大阪市)



職場での熱中症による死傷災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させます。

- ・ 暑熱環境になる早い時期から計画的に対策に着手するとともに熱中症が発生しやすい夏季休暇後の熱への順化対策や暑熱な環境下における予防意識の高揚が必要であること等について、労使の理解を促進します。
- ・ 十分な休養や水分、塩分の補給等を講じさせ作業本人が体調不良を自覚し、異変を申し出しやすい環境を作るように啓発します。



○ 疾病を抱える労働者等の健康確保対策を推進します

疾病を抱える労働者が治療と職業生活が両立できる職場環境の整備を支援します。

- ・ 治療に対し配慮する事項を盛り込んだ「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知します。
- ・ 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の連携に取り組みます。
- ・ 事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、「両立支援コーディネーター」の活用を促進します。

また、疾病を予防することにより全ての労働者が健康で働けるよう取り組みます。

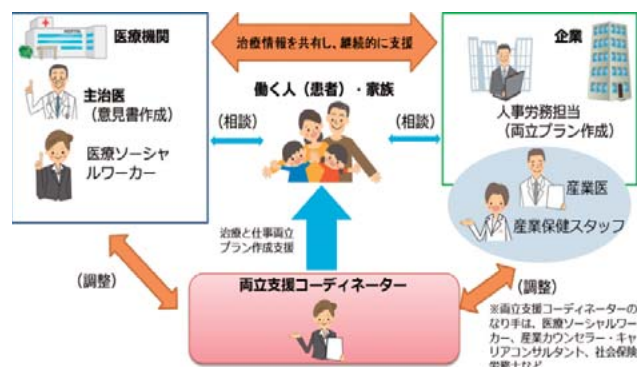
- ・ 健康診断結果を踏まえた就業上の措置等の実施を指導します。
- ・ 経営トップによる健康管理の取組方針の表明等を通じた企業の積極的な取組を促進します。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

- 健康診断の実施(労働安全衛生法第66条第1項)
- 二次健康診断の受診勧奨等
 - 一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診(労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断)
- 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取
 - ・意見を聴く医師等
 - ・医師等に対する情報の提供
 - ・意見の内容
 - ・意見の聴取の方法と時期
- 就業上の措置の決定等(労働安全衛生法第66条の5)
 - 医師等の意見を勘案し、必要があると認められるときは、その労働者の実情を勘案して、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮等の措置を講じる。
- その他の留意事項
 - ・健康診断結果の通知
 - ・保健指導
 - ・再検査又は精密検査の取扱い
 - ・健康情報の保護
 - ・健康診断結果の記録の保存

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議



※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ・治療と職業生活の両立について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>
- ・事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(パンフレット)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000116659.pdf>
- ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/100331-1.a.pdf>

○ 化学物質等による健康障害防止対策を推進します

職場における化学物質管理のため、危険有害性を有するとされる化学物質のうち、義務化されていない化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とします。

- ・事業者意識の向上を図り、「ラベルでアクション」運動に確実に取り組むよう指導します。
- ・危険性又は有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、化学物質の有害性情報を理解し、適切な措置が講じられるよう指導します。



石綿(アスベスト)による健康障害を防止します。

- ・解体工事に係る未届工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を徹底するよう指導します。
- ・石綿による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業の廃止後も含め、こうした情報が確実に保存されるようあらゆる機会を捉えて周知します。



○「リスク“ゼロ”大阪推進運動」を展開します

- 工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、健康が確保され安全・安心な職場の実現のため、5つの活動を展開します。

《安全見える化活動》

工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ります。

第12次労働災害防止計画期間に収集した「安全の見える化」事例を編集することにより、業種別「安全見える化事例集」を作成し、簡易かつ安価な災害防止対策として周知啓発します。



上り下りの方向を定めるとともに、下りの残り段数をカウントダウンした。



荷物の積み上げ高さを表示するとともに、制限高さにバーをつり下げた。



《安全Study活動》

指示された作業を適正に行うだけの教育ではなく、自ら考えて行動できる(考動)教育の実施を推進します。また、高年齢労働者、非正規雇用労働者等については、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生を防止するため、雇入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育の実施を推進します。

《リスク評価推進活動》

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させるための取組を促進します。



《命綱GO活動(いのちつなごう)》

安全帯(別名命綱(いのちづな))を確実に使用することで、墜落・転落により命を落とすことなく、命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯の使用の徹底を図ります。

《今日も一日ご安全に活動》

重篤な災害は少ないが休業件数の多い第三次産業を対象に、建設現場や工場などで広く挨拶に用いられる「ご安全に」を「私はケガをせず無事に帰宅します・私は仲間の作業の安全を確認します」という意味合いを込めて、「ご安全に」の挨拶を普及させることで、店舗内等における労働災害防止を図ります。

ご安全に!!



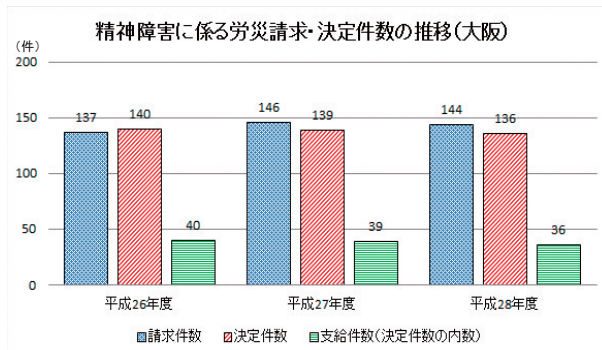
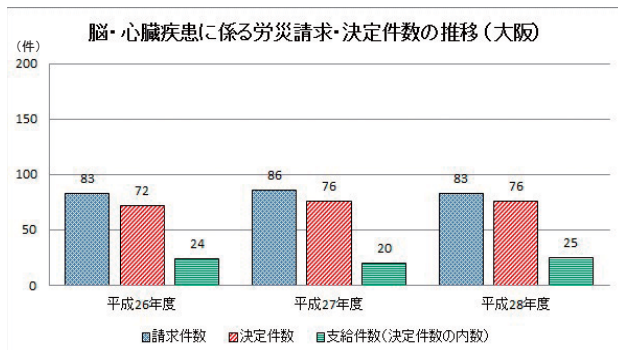
5 労災補償対策の推進

○ 迅速・適正な労災補償を実施します

- ・ 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移しています。
- ・ 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署への情報提供を確実に実施するとともに、認定基準等に基づき迅速・適正な処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行います。



《労災認定基準パンフレット》



○ 石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底を行います

- ・ 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表しています。(全国)
※ 平成17年7月の第1回公表以来、平成28年度分で、延べ12,324事業場を公表しました。
- ・ 石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求等の一層の促進を図ります。



《石綿による疾病の
労災認定基準パンフレット
各種給付周知リーフレット》

6 労働保険未手続事業一掃対策・電子申請(労働保険関係)の利用促進・労働保険料等の適正徴収

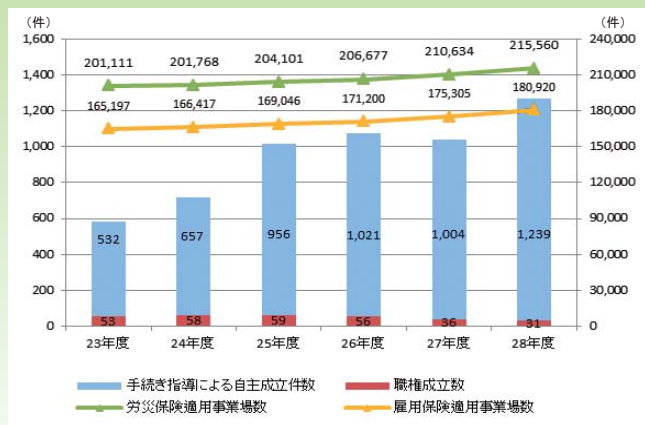
○ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進を行います

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を国へ納付しなければなりません。しかしながら、適用事業であるにもかかわらず、労働保険に未加入の事業場があります。これは、「費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上」からも無くさなければなりません。

大阪労働局では事業主団体、府・市区町村、関係団体及び働き方改革包括連携協定金融機関を通し、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るためのPR活動を展開しています。また、他の行政機関等より未手続事業の情報を収集し、個別訪問等を実施し加入手続き指導を行っています。

特に度重なる加入指導にもかかわらず、成立(加入)手続を自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施しています。

労働局・監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組めます。



手続き指導による成立件数及び労災・雇用保険適用事業場数の推移(大阪)

○ 労働保険関係手続について電子申請の更なる利用促進を図ります

労働保険関係の申請・届出手続に係る電子申請の利用件数は、年々増加しているものの未だに低調であり、利用率の向上を図ることが課題となっているところです。

このため、労働保険適用・事務組合課では、政府目標の「世界最先IT国家創造宣言」に基づく「GDP600兆円経済」の実現に向け、事業者の行政手続きコストの20%削減を目標とした「行政手続きコスト削減のための基本計画」により、様々な機会を活用して事業主等に電子申請の利便性をPRし、労働保険関係手続の電子申請の周知啓発に努め、更なる利用促進を図ります。

※注）利用率は、最も利用率の高い年度更新時のデータを使用しています。

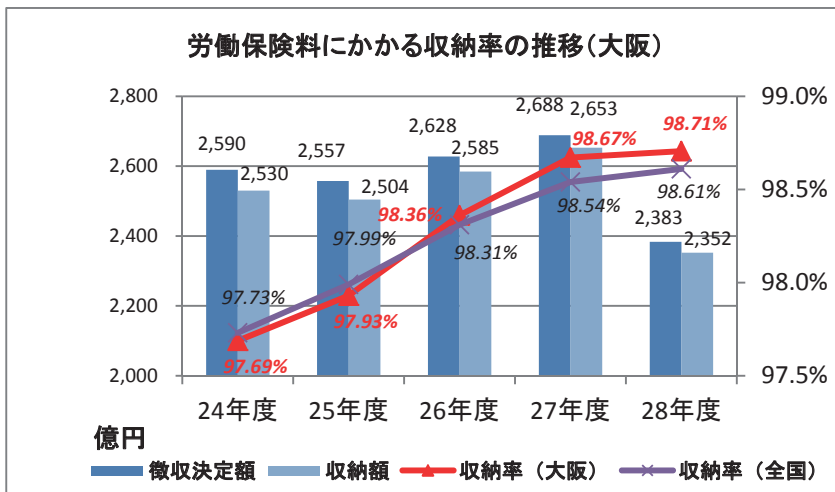


労働保険関係手続件数の状況及び労働保険関係手続における電子申請利用率の推移(大阪)

○ 全国平均以上の収納率を目指します

・平成28年度における労働保険料の収納率は、前年度に引き続き3年連続で全国平均(98.61%)を超えることができましたが、費用負担の公平性及び労働者の福祉の向上等の観点から引き続き収納率の向上が課題となっています。

このため、労働保険徴収課においては、全国平均を超える収納率の向上のため「口座振替による納付」を「働き方改革にかかる包括連携協定」を結んだ金融機関から事業主へ情報提供を依頼するなどの周知・勧奨するとともに、納入督促に応じない滞納事業主に強制措置を実行します。



平成28年度の雇用保険料率が前年度より引き下げられ、徴収決定額は約300億円減少した。



事業主の皆様へ
労働保険料の納付は
ゆとりの口座振替で
保険料の引き落としに最大
約2か月ゆとりができます

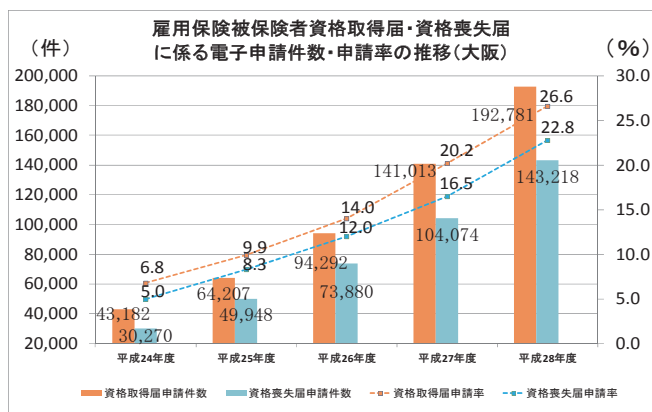
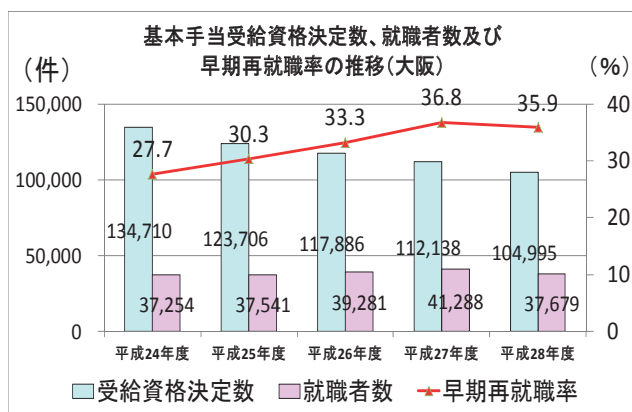
7 雇用保険制度の安定的運営

○ 受給資格者の早期再就職を促進します

- ・雇用保険受給者の早期再就職者数向上を目標に掲げ、より一層推進していきます。
- ・雇用保険受給者が減少する中、各受給者に合ったサービスを提供できるよう、より積極的に職業相談窓口への誘導を行っていきます。

○ 電子申請のさらなる利用促進のため、充実した利用勧奨と速やかな届出処理を実施します

- ・ 電子申請のメリットを強調した周知・広報を行うとともに、雇用保険の申請件数が多い事業主等に対し説明会を実施します。
また、社会保険労務士を雇用保険電子申請アドバイザーとして委嘱し、電子申請未利用の事業主に対し、直接利用勧奨を行っています。
- ・ 速やかな届出処理をするため、電子申請事務センターの体制を強化し、「早い・便利・安心」をスローガンに、電子申請の利用率向上を目指します。



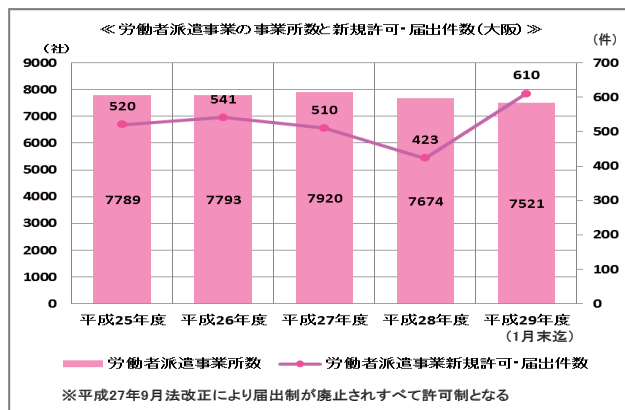
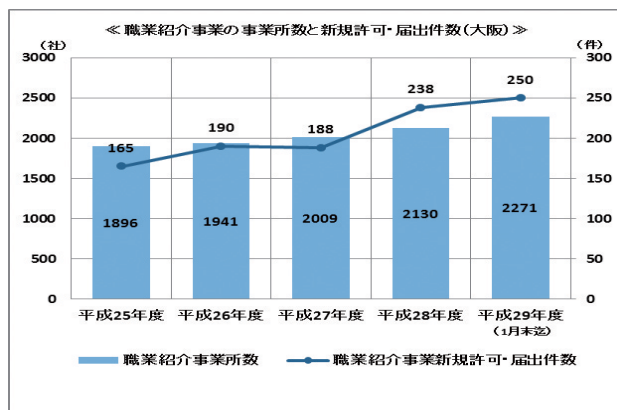
8 労働力需給調整事業の適正な運営の促進

○ 労働力需給調整事業の適正な運営の確保に努めます

労働者派遣事業・職業紹介事業については、労働力の需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしているところですが、その一方で、無許可・無届により事業を行うなど違法な事案も見受けられます。

このような状況を踏まえて、以下の内容に取り組みます。

- ・ 許可後の説明会や労働者派遣セミナーの開催等を通じて、労働者派遣事業や職業紹介事業を行う事業者及び派遣労働者等に対して、労働者派遣法をはじめとする法制度の周知徹底を図ります。
- ・ 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対して適切な調査確認を行います。
- ・ 引き続き（旧）特定労働者派遣事業者の早期許可申請を促します。
- ・ 事業者が労働者派遣法、職業安定法等の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、的確な指導監督を行います。
- ・ 派遣労働者からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応し、積極的な支援を行います。



○ 派遣労働者の待遇改善を推進します

派遣労働者に関する均等・均衡待遇の確保等について、事務系派遣業の有志企業と派遣労働者を組織する労働組合を構成メンバーとする「派遣労働に関する作業部会」において、地域の実情を踏まえた自由な議論により問題点や方向性を共有し、課題方策の検討を進めていきます。



第1回大阪働き方改革推進会議
「派遣労働に関する作業部会」の様子



派遣先及び改正職業安定法セミナーの様子



(旧) 特定労働者派遣事業を営む事業者を
対象とした許可申請説明会の様子

9 個別労働関係紛争解決の促進

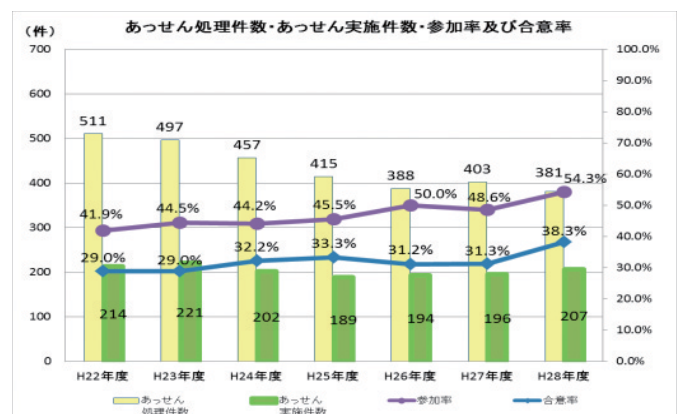
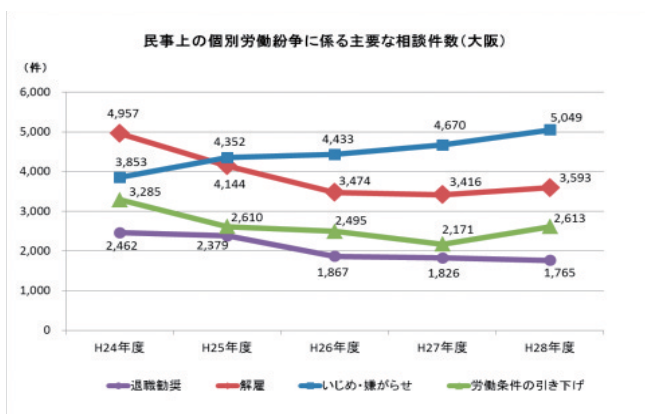
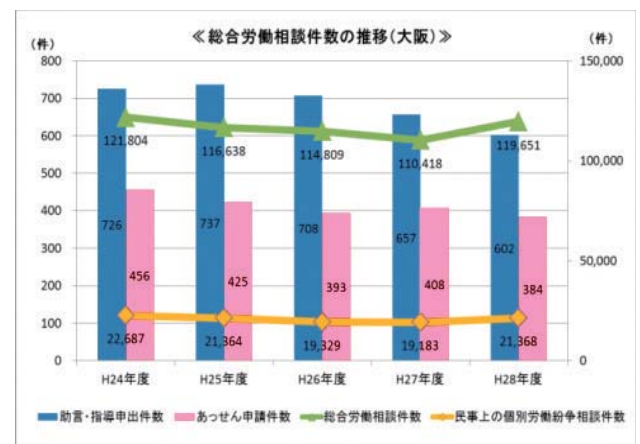
○ 適切かつ積極的な相談、助言・指導及びあっせんを実施します

総合労働相談件数および民事上の個別労働紛争相談件数とも高止まりし、いじめ・嫌がらせの相談の増加など、問題が複雑困難化しています。

このため、総合労働相談コーナーでは、労働問題のワンストップサービスの拠点として労働契約法など関連する法令・判例の情報提供を行います。

また、労働局長による「助言・指導」や紛争調整委員会による「あっせん」により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。

(総合労働相談コーナーはP33参照)



○ 関係機関・団体との連携強化に取り組みます

- ・ 労働局をはじめ司法機関、行政機関、民間団体等が運用する個別労働紛争解決制度の特徴を利用者に周知し、認識を深めていただくために、これら機関が合同参加する労働相談会を開催します。
- ・ 関係機関の窓口相談員が、各機関の制度や特徴について理解を深め、利用者のニーズに応じて円滑な取次ぎ・案内が出来るよう、合同での研修を実施します。